

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構設立委員会

議 事 次 第

日 時：平成17年9月20日（火）14：00～15：00

場 所：国土交通省11階特別会議室

1．開 会

2．国土交通事務次官挨拶

3．委員長の選出

4．議 事

（1）日本高速道路保有・債務返済機構設立の流れ及び日本高速道路保有・債務返済機構の概要について

（2）起業目論見書（案）について

（3）国土交通大臣への設立準備完了の届出及び日本高速道路保有・債務返済機構の理事長となるべき者への設立に関する事務の引継について（案）

5．理事長となるべき者の挨拶

6．閉 会

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構設立委員会

- 配付資料一覧 -

		頁
資料 1	設立委員名簿	1
資料 2	独立行政法人を巡るこれまでの経緯と 今回の独立行政法人の設立について	2
資料 3	日本高速道路保有・債務返済機構 設立のための手続き	5
資料 4	設立委員の事務について	6
資料 5	日本高速道路保有・債務返済機構の概要	7
資料 6	起業目論見書（案）	8
資料 7	設立準備完了届出書（案）	11
資料 8	設立事務引継書（案）	12
参考資料 1	日本高速道路保有・債務返済機構 開始貸借対照表（暫定案）	15
参考資料 2	関係法令抜粋	16

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構設立委員名簿

石原慎太郎	東京都知事
井戸 敏三	兵庫県知事
木下 博夫	阪神高速道路公団理事長
近藤 剛	日本道路公団総裁
佐藤 信秋	国土交通事務次官
關 淳一	大阪市長
勢山 廣直	日本高速道路保有・債務返済機構の 理事長となるべき者
橋本鋼太郎	首都高速道路公団理事長
樋渡 利秋	法務事務次官
細川 興一	財務事務次官
堀切 民喜	本州四国連絡橋公団総裁
宮崎 礼壹	内閣法制次長

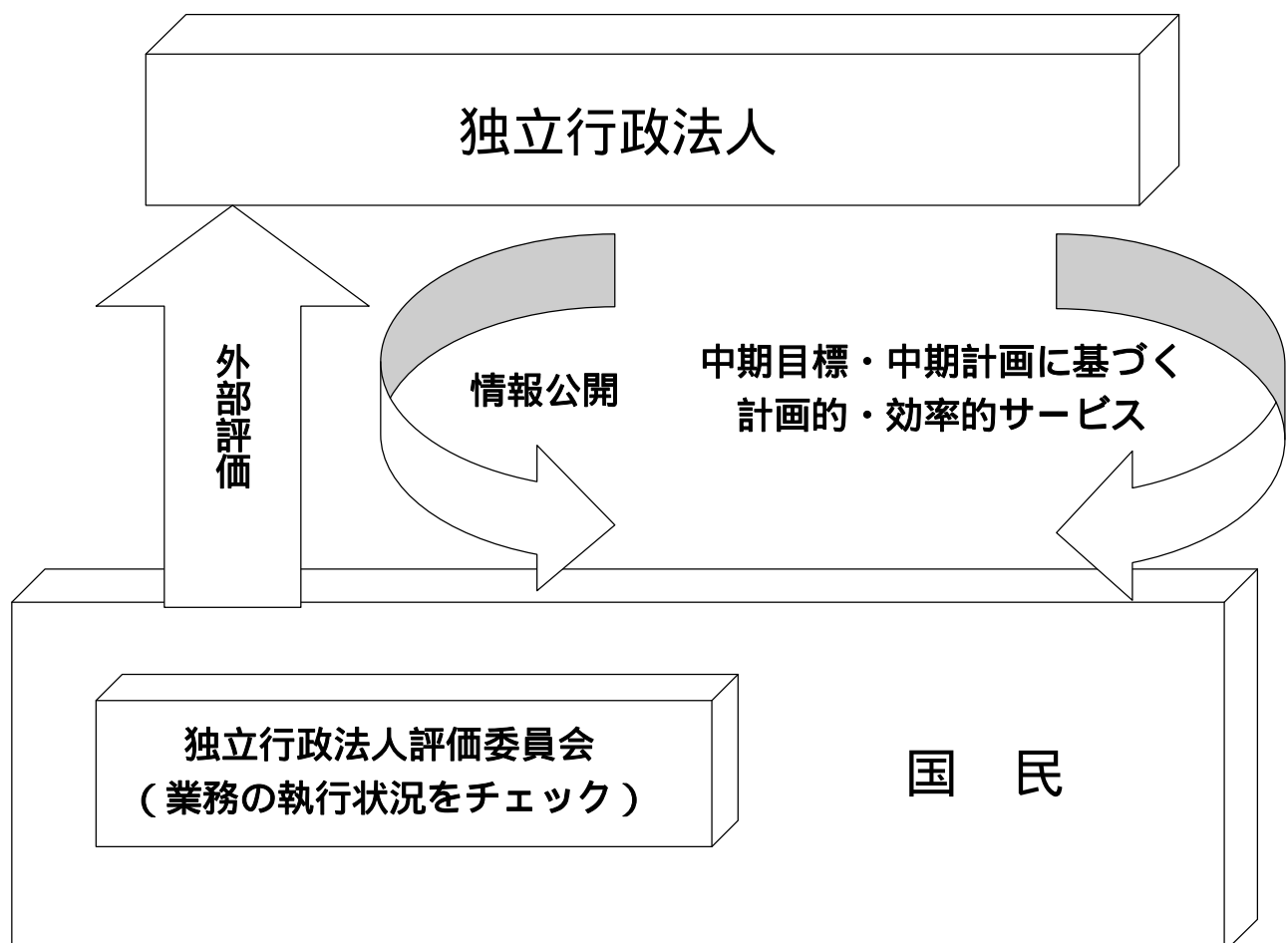
(以上12名、アイウエオ順)

独立行政法人を巡るこれまでの経緯と 今回の独立行政法人の設立について

1．独立行政法人について

独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等を効率的かつ効果的に行わせることを目的として、設立される法人である。

独立行政法人は、第三者機関（独立行政法人評価委員会）による外部評価等により経営責任の厳格化を図る一方、主務大臣が設定した中期目標に基づき、自ら中期計画を作成し、自律的かつ効率的な業務の執行を行うこととされている。



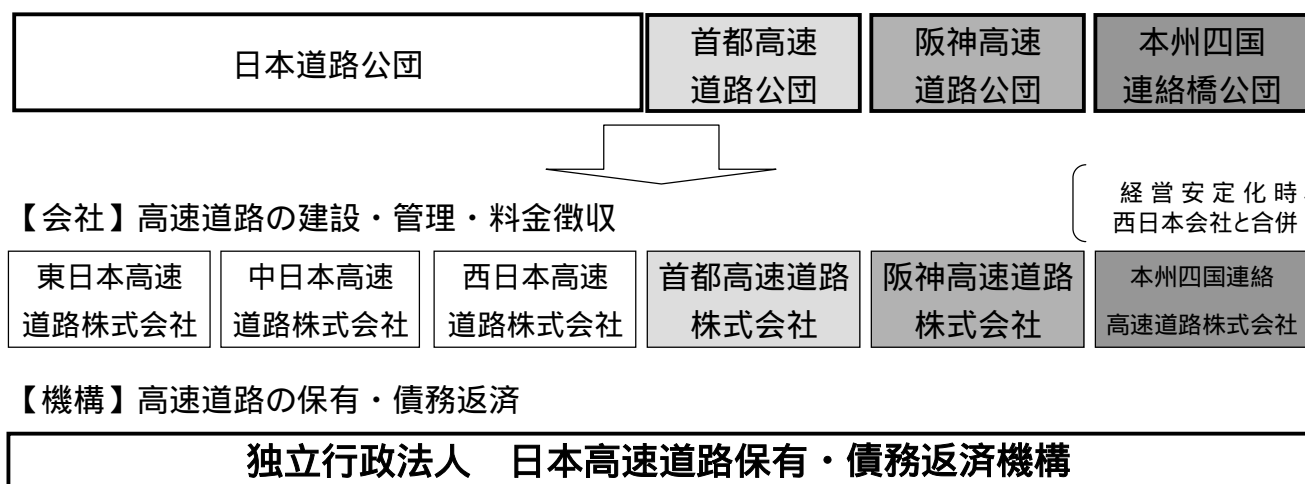
2．国土交通省所管の独立行政法人について

国土交通省関係では、平成13年4月に11の研究・教育機関について、平成14年7月には自動車検査部門について、平成15年10月には水資源機構等6法人について、平成16年7月には都市再生機構について、さらに平成16年10月には奄美群島振興開発基金について、合わせて、平成17年4月現在、20の独立行政法人が発足している。（政府全体では109）

土木研究所	建築研究所
交通安全環境研究所	海上技術安全研究所
港湾空港技術研究所	電子航法研究所
北海道開発土木研究所	海技大学校
航海訓練所	海員学校
航空大学校	自動車検査独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構
水資源機構	自動車事故対策機構
空港周辺整備機構	海上災害防止センター
都市再生機構	奄美群島振興開発基金

3．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立について

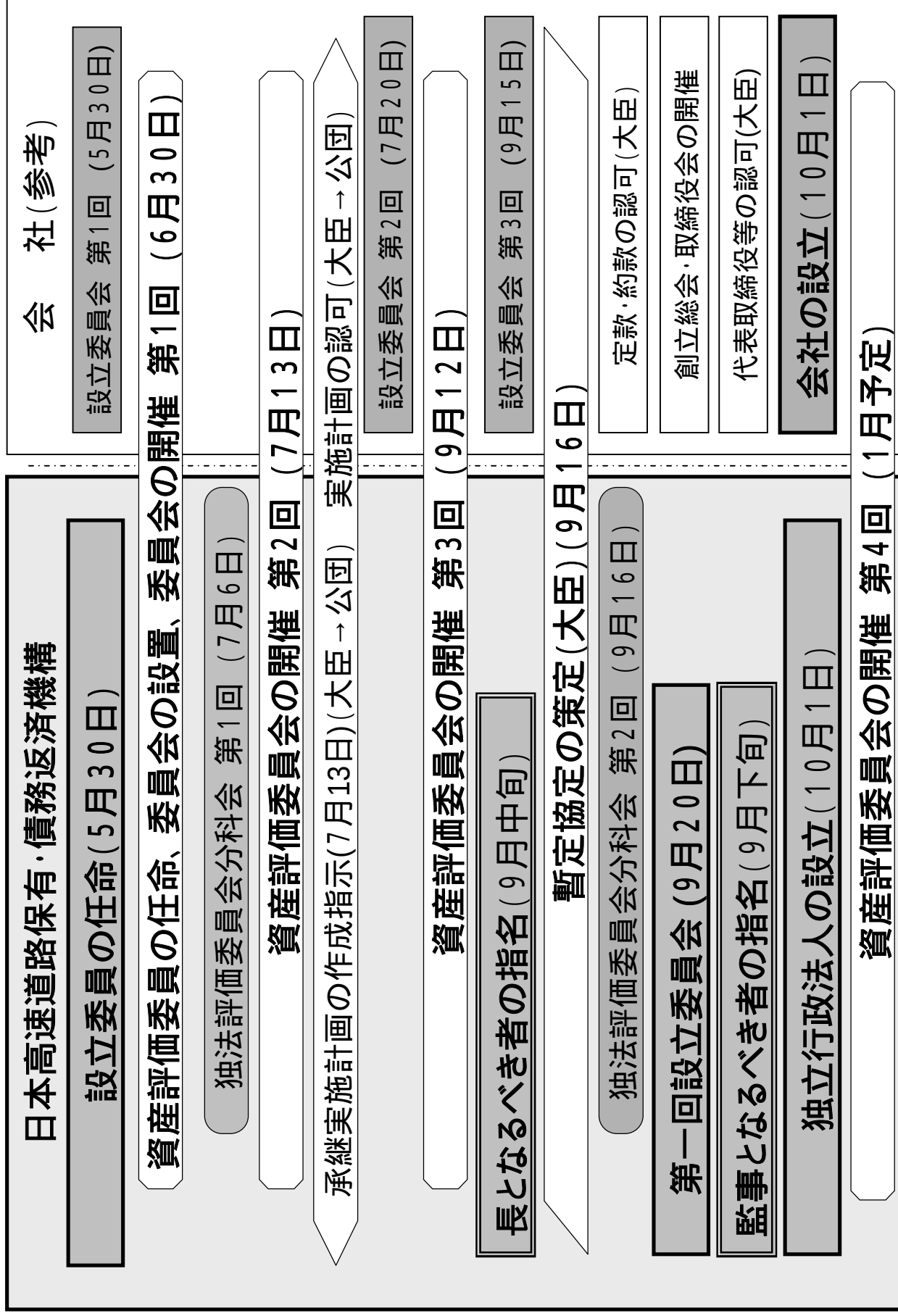
平成13年12月閣議決定（「特殊法人等整理合理化計画」）における道路関係四公団の民営化の方針を受け、四公団を廃止し、本年10月1日に高速道路の建設・管理・料金徴収等を行う高速道路株式会社と高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期の確実な返済等を行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構を設立する。



< 独立行政法人関係年表 >

平成 9 年 1 2 月	「行政改革会議最終報告」において、独立行政法人制度創設を提言
平成 1 1 年 7 月	「独立行政法人通則法」及び「独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」成立
1 2 月	5 9 法人の独立行政法人個別法及び「独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律」成立
平成 1 2 年 1 2 月	特殊法人等について「特殊法人等整理合理化計画」を策定することを内容とする「行政改革大綱」を閣議決定
平成 1 3 年 4 月	独立行政法人土木研究所等が設立
6 月	「行政改革大綱」の内容を法制化する「特殊法人等改革基本法」成立
1 2 月	「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
平成 1 4 年 6 月	道路関係四公団民営化推進委員会設置法成立
1 2 月	道路関係四公団民営化推進委員会、総理に意見書を提出
平成 1 5 年 1 0 月	水資源機構等が設立
1 2 月	「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」政府・与党申し合わせ
平成 1 6 年 6 月	道路関係四公団民営化関係四法の公布
平成 1 6 年 7 月	都市再生機構が設立
1 0 月	奄美群島振興開発基金が設立
平成 1 6 年 1 2 月	「今後の行政改革の方針」 閣議決定
平成 1 7 年 1 0 月	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び 6 社の高速道路株式会社設立（1 0 月 1 日）

日本高速道路保有・債務返済機構設立のための手続



設立委員の事務について

設立委員の主な事務は以下のとおりである。

- 主務大臣への設立の準備の完了の届出
- 独立行政法人の理事長となるべき者への設立に関する事務の引継

(参考)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の概要

独立行政法人名	業務の概要	資本金額(注1)		平成17年度予算(注2)		法定役員数		常勤職員数(注3)	主たる事務所の所在地
		(百万円)	うち 政府出資額 (百万円)	(百万円)	うち国費予算 (百万円)	(理事定数)	(監事定数)		
日本高速道路 保有・債務返済 機構	(1) 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け (2) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。) (3) 協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。) (4) 政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け (5) 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け (6) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け (7) 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成 (8) 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者(同法第2条第3項に規定する道路管理者をいう。)の権限の代行その他の業務 (9) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務 (10) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理 (11) 前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務等	4,392,075	3,366,481	2,784,019	54,845	理事長1人 理事3人以内	監事2人	90	神奈川県 (注4)

- 注1) 資本金額は平成17年9月30日時点の見込額を計上している。
 2) 平成17年度予算額については、平成17年10月1日の独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構移行後の予算額である。
 独立行政法人の予算については、中期計画が主務大臣から認可されて決定されるものである。
 3) 常勤職員数については平成17年10月1日時点の見込数である。
 4) 平成27年9月30日までの間は、主たる事務所の所在地を東京都港区とする。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構起業目論見書
(案)

1. 設立の目的

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」と総称する。)に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。

2. 事務所

機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

なお、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号。以下「機構法」という。)附則第2条の規定に基づき、政令で定める日(平成27年9月30日)までの間は、主たる事務所を下記の地に置く。

記

主たる事務所

東京都港区西新橋2丁目8番6号

3. 資本金

- (1) 機構の資本金は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号。以下「施行法」という。)第15条第11項の規定により政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額(政府出資金3,366,481百万円、地方公共団体出資金1,025,594百万円)とする。
- (2) 政府及び政令で定める地方公共団体は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

4. 設立年月日

機構の設立は、平成17年10月1日とされている。

5. 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置く。また、理事3人以内を置くことができる。

役員の名称	人数	任命権者	任期
理事長	1人	国土交通大臣	4年
理事	3人以内	理事長	2年
監事	2人	国土交通大臣	2年

6. 職員

平成17年10月1日時点での常勤職員数見込み 90人

7. 業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け
- (2) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）
- (3) 協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）
- (4) 政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (5) 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (6) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (7) 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (8) 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者（同法第2条第3項に規定する道路管理者をいう。）の権限の代行その他の業務
- (9) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務

(1 0) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理

(1 1) 前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

等

8 . 権利及び義務の承継

機構の設立の際、現に公団が有する一切の権利及び義務のうち、施行法第 1 4 条第 3 項の認可を受けた同条第一項の実施計画（同条第 4 項の認可があったときは、変更後の実施計画）において機構に引き継がせるよう定められたものは、その時において機構が承継する。

平成 17 年 9 月 日

国土交通大臣 殿

独立行政法人日本高速道路
保有・債務返済機構設立委員会
委員長

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立準備の完了について（届出）
（案）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立準備につきましては、平成 16 年 6 月 9 日の独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）の公布を受けて平成 17 年 9 月 20 日に設立委員会が設置され、以来準備作業を行ってまいりましたが、無事これを完了いたしましたので、独立行政法人通則法第 15 条第 2 項に基づき、ここに届出をいたします。

平成17年9月 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
の理事長となるべき者 勢山 廣直 殿

独立行政法人日本高速道路
保有・債務返済機構設立委員会
委員長

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立に関する事務の引継について
(案)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第15条第2項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立に関する事務を下記書類とともに引き継ぎます。

記

1. 設立経過書
2. 起業目論見書
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立準備の完了について(届出)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構設立経過書
(案)

私どもは、平成17年5月30日、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構設立委員を命ぜられ、平成17年9月20日開催の設立委員会において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立に関する必要事項を審議し、その事務を執行してまいりましたが、下記の経過をもって本日その事務を終了しました。

記

- 1.平成17年5月30日、独立行政法人通則法第15条第1項の規定により、別紙のとおり、設立委員に任命されました。
- 2.平成17年9月 日、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の理事長となるべき者として勢山廣直氏が国土交通大臣から指名されました。
- 3.平成17年9月20日、設立委員会を開催し、設立委員○○○○氏を委員長に選出し、起業目論見書その他、国土交通大臣に対する設立準備の完了の届出及び理事長となるべき者への設立事務の引継ぎについて審議決定いたしました。
- 4.平成17年9月 日、監事となるべき者として○○○○氏、○○○○氏が国土交通大臣から指名されました。

平成17年9月 日

独立行政法人日本高速道路
保有・債務返済機構設立委員会
委員長

(別 紙)

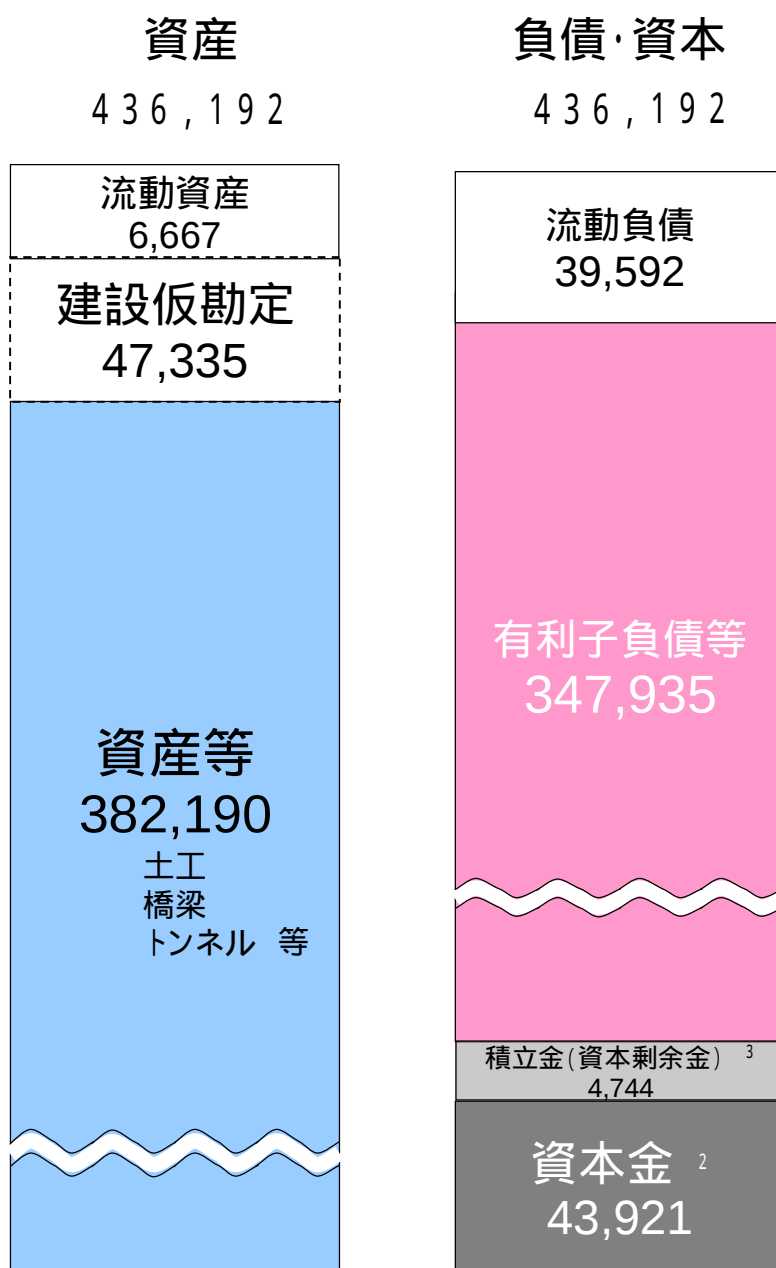
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構設立委員名簿

石原慎太郎	東京都知事
井戸 敏三	兵庫県知事
木下 博夫	阪神高速道路公団理事長
近藤 剛	日本道路公団総裁
佐藤 信秋	国土交通事務次官
關 淳一	大阪市長
勢山 廣直	日本高速道路保有・債務返済機構の理事長 となるべき者
橋本鋼太郎	首都高速道路公団理事長
樋渡 利秋	法務事務次官
細川 興一	財務事務次官
堀切 民喜	本州四国連絡橋公団総裁
宮崎 礼壹	内閣法制次長

(以上 12 名、アイウエオ順)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 開始貸借対照表(暫定案)

(単位:億円)



- 1 4 公団から機構及び会社への承継計画を前提に作成した10月1日暫定見込値で、資産は今後資産評価委員会の評価により確定するものである。
- 2 資本金は、施行法第15条第11項に基づき4 公団の出資金合計額から新会社の株式総数の価格を減じたものである。
- 3 積立金(資本剰余金)については、施行法第15条第11項に基づき、資産の価額から負債及び資本金の合計額を差し引いたものとしている。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

- 抜 粋 -

第三節 設立

（設立の手續）

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

（法人の長及び監事となるべき者）

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

（設立委員）

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

（設立の登記）

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）

- 抜 粋 -

第二節 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立

第十二条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

2 機構は、独立行政法人通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。